

平成26年度公共用水域の水質測定結果について

(1) 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力し、測定を実施した。

ア 対象項目

(7) 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)等12項目)

(イ) 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等31項目)、要測定指標(透明度等3項目)及びその他項目(銅等9項目)

イ 測定方法

県下160地点(内訳は表3)において、表4に掲げる頻度で測定を実施した。

表3 測定地点の内訳

区分	県	国	岡山市	倉敷市	計
河川	51(20)	16(8)	16(5)	4(0)	87(33)
湖沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合計	86(33)	16(8)	33(16)	25(7)	160(64)

※ () は環境基準点の再掲

表4 測定頻度

測定項目	測定頻度
健康項目	年1～18回
生活環境項目	年2～18回
要監視項目	年1回
要測定指標	年4～18回
その他項目	年1～18回

(2) 結 果

ア 健康項目

健康項目は、平成25年度と同様、すべての水域で環境基準を達成した。

イ 生活環境項目

(7) BOD及びCOD

- a 河川のBODは、31水域のうち30水域で環境基準を達成した。
(達成率:97%)
- b 児島湖のCOD(化学的酸素要求量)は、環境基準を達成しなかった。
- c 海域のCODは、10水域のうち3水域で環境基準を達成した。
(達成率:30%)

(イ) 全窒素及び全りん

- a 児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。
- b 海域の全窒素は8水域すべてで環境基準を達成し、全りんは8水域のうち7水域で環境基準を達成した。(全りんの達成率：88%)

(ウ) その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、表5のとおりであった。

表5 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

水域区分	生活環境項目				
	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)
河川	94.0 %	98.5 %	99.9 %	57.4 %	-
湖沼	65.3 %	100 %	38.9 %	-	-
海域	91.3 %	83.9 %	-	99.1 %	100 %

※ 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を百分率で示したもの。

ウ 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等29項目のうち、ウランが海域10地点で国の指針値を超過した。原因は、いずれも自然由来と考えられる。

ウラン以外の28項目は、いずれも指針値に適合していた。

指針値が設定されていないニッケル等2項目は、いずれも問題のない値であった。

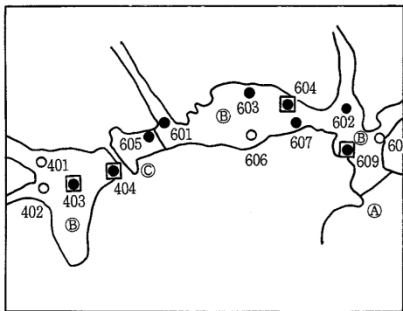
(3) 今後の対応

引き続き公共用水域の水質の測定を行い、実態の把握に努めるとともに、岡山県第7次水質総量削減計画、児島湖に係る第6期湖沼水質保全計画等に基づく施策により、環境基準の達成率の向上を図る。

測定地点位置図



児島湾拡大図



- は、BOD又はCOD等に係る環境基準点
- は、全窒素及び全りんに係る環境基準点
- は、補助測定点
- 番号は地点番号
- Ⓐ～Ⓓはそれぞれ環境基準のA～D類型
- Ⓜは環境基準の類型未設定

健康項目の環境基準超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	〃	0	0.01mg/L以下
六価クロム	〃	0	0.05mg/L以下
ヒ素	〃	0	0.01mg/L以下
総水銀	〃	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	75 (河川37, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	93 (河川54, 湖沼4, 海域35)	0	10mg/L以下
ふっ素	47 (河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	75 (河川44, 湖沼2, 海域29)	0	0.05mg/L以下

生活環境項目	環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目
水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) (以上12項目)	

BOD、CODの測定結果

(1) 河川(31水域、33環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水質 (BOD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	1.1	0.9	1.0	1.0	0.9	○	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	0.9	1.2	0.7	1.2	0.8	○	2以下
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	1.7	1.1	0.9	1.1	0.7	○	2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.8	1.2	1.2	1.3	1.1	○	3以下
	西川	布原橋	新見市	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	○	2以下
	小坂部川	巖橋	新見市	1.0	0.9	0.7	0.8	1.1	○	2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	0.9	1.4	0.9	1.2	1.0	○	2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	0.8	1.3	0.7	1.0	0.8	○	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	0.8	1.0	0.6	1.0	1.2	○	2以下
	小田川下流	福松橋	倉敷市	2.2	1.3	1.5	1.9	1.2	○	3以下
	美山川	栄橋	矢掛町	1.3	1.4	1.1	1.4	1.6	○	2以下
	里見川	鴨方川合流点	浅口市	3.8	3.4	2.5	2.6	3.2	○	8以下
旭川水域	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.4	1.7	1.3	1.0	1.1	×	1以下
	旭川中流	落合橋	真庭市	1.1	0.8	1.1	1.1	0.9	○	2以下
		乙井手堰	岡山市	1.1	1.4	1.3	1.0	0.9		
	旭川下流	桜橋	岡山市	1.3	1.5	1.3	1.3	1.0	○	3以下
	新庄川	大久奈橋	真庭市	0.7	0.5	0.8	0.8	0.6	○	2以下
	百間川	清内橋	岡山市	3.0	3.0	3.2	2.3	2.2	○	5以下
砂川	新橋	岡山市	1.5	2.2	1.8	1.8	1.8	○	3以下	
吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	0.9	1.0	1.0	0.9	1.0	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝大橋	赤磐市	1.2	1.4	1.0	1.6	1.0	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	1.4	1.6	1.1	0.8	1.1		
	加茂川	加茂川橋	津山市	0.8	0.9	0.8	0.9	0.7	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.1	1.1	1.1	1.4	1.1	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.0	1.1	0.8	0.9	1.0	○	2以下
金剛川	宮橋	和気町	1.4	1.5	0.8	0.7	1.0	○	2以下	
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	2.8	3.4	3.2	3.6	3.0	○	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	2.4	1.4	1.4	1.6	1.4	○	2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	1.8	1.4	1.8	1.6	1.2	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	3.8	3.0	4.4	4.4	4.8	○	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	1.8	2.0	1.6	1.9	1.6	○	2以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	2.1	2.2	1.1	2.0	1.3	○	3以下

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)になるデータを表わす。
- 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2)湖 沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水域名		地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)	
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
児島湖 水域	児 島 湖	湖 心	8.0	7.8	7.7	7.4	7.6	×	5以下
		樋 門	8.0	7.8	7.5	6.9	7.5		

(3)海 域(10水域、27環境基準点)

水 域 名		地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)	
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	3.7	3.5	3.6	3.1	4.5	○	8以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	2.6	2.2	2.6	2.5	3.3	○	8以下
	水島地先海域(甲)	玉 島 港 沖 合	2.4	2.4	2.2	2.4	2.9	×	3以下
		上 水 島 北	2.2	2.1	2.3	2.3	3.4		
	水島地先海域(乙)	濃 地 諸 島 東	1.9	1.9	2.3	2.3	2.7		
	網 代 諸 島 沖	2.0	1.9	2.3	1.8	3.0	×	2以下	
児 島 湾	児 島 湾 (甲)	DOWAホールディングス沖	5.1	5.3	5.3	7.1	5.5	○	8以下
	児 島 湾 (乙)	旭 川 河 口 部	4.6	4.3	4.6	5.0	4.6	×	3以下
		吉 井 川 河 口 部	3.8	4.2	4.2	3.0	3.9		
		横 樋 沖	4.3	4.2	3.9	4.5	4.0		
		九 蟠 沖	4.5	3.9	4.2	4.4	4.3		
		阿 津 沖	4.8	3.9	3.7	4.8	4.3		
		向 小 串 沖	4.1	3.2	2.8	2.9	3.7		
水 域	児 島 湾 (丙)	別 荘 沖	3.2	2.6	2.4	2.2	3.0	×	2以下
		児 島 湾 口 沖	3.0	2.2	1.9	2.8	2.6		
		波 張 崎 南	2.2	1.7	2.0	2.3	2.2		
		出 崎 東 沖	2.9	1.7	2.5	2.2	2.4		
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	2.3	2.0	2.2	3.1	2.8	×	2以下
		青 佐 鼻 沖	2.4	2.0	2.3	2.9	2.8		
		北 木 島 布 越 崎 北	2.0	1.6	2.0	2.2	2.4		
		久 須 美 鼻 東	1.9	1.6	2.0	1.8	2.7		
		大 槌 島 北	1.9	1.3	1.6	1.9	2.0		
牛 窓 地 先 海 域	牛 窓 地 先 海 域	錦 海 湾	2.4	1.9	2.6	2.4	2.6	×	2以下
		前 島 南 西	2.1	1.6	1.9	2.2	2.1		
播 磨 灘 北 西 部	播 磨 灘 北 西 部	長 島 西 南 沖	2.4	1.9	2.4	2.4	2.4	×	2以下
		大 多 府 島 東 南 沖	2.3	1.9	2.5	2.6	2.3		
		鹿 久 居 島 東 沖	2.3	1.9	2.8	2.7	2.8		

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目 (整数でない場合は端数を切り上げた整数番目) になるデータを表わす。
- 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全窒素、全りん の測定結果

(1) 全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全窒素:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度			
児島湖	湖心	1.2		1.3		1.2		1.1		1.0		×	1以下
	樋門	1.2		1.3		1.2		1.2		1.1			
水島港区	水島港口部	0.27	0.27	0.38	0.27	0.28	0.28	0.26	0.26	0.28	0.28	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.21	0.19	0.30	0.29	0.24	0.25	0.21	0.21	0.24	0.24	○	0.3以下
	上水島北	0.21		0.32		0.27		0.22		0.27			
	濃地諸島東	0.16		0.24		0.23		0.21		0.21			
児島湾	九幡沖	0.28	0.28	0.44	0.37	0.53	0.52	0.54	0.49	0.50	0.50	○	1以下
	向小串沖	0.28		0.30		0.50		0.43		0.49			
児島湾沖	児島湾口沖	0.19	0.20	0.17	0.18	0.27	0.21	0.27	0.21	0.32	0.26	○	0.3以下
	出崎東沖	0.20		0.19		0.19		0.20		0.23			
	銚島沖合	0.21		0.18		0.17		0.17		0.24			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.12	0.15	0.22	0.19	0.20	0.19	0.17	0.16	0.18	0.20	○	0.3以下
	大槌島北	0.17		0.15		0.17		0.15		0.21			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.16	0.19	0.22	0.20	0.20	0.20	0.17	0.18	0.21	0.21	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.20		0.22		0.19		0.18		0.22			
	青佐鼻沖	0.21		0.21		0.22		0.20		0.24			
	北木島布越崎北	0.17		0.14		0.17		0.15		0.18			
牛窓地先海域	錦海湾	0.18	0.17	0.16	0.16	0.19	0.17	0.17	0.16	0.21	0.20	○	0.3以下
	前島南西	0.16		0.18		0.16		0.16		0.20			
	前島東南	0.16		0.14		0.16		0.15		0.19			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.17	0.17	0.15	0.17	0.16	0.18	0.15	0.16	0.19	0.21	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.17		0.17		0.19		0.16		0.20			
	鹿久居島東沖	0.17		0.18		0.18		0.18		0.23			

(備考)「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(2) 全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全りん:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度			
児島湖	湖心	0.19		0.18		0.19		0.18		0.17		×	0.1以下
	樋門	0.19		0.16		0.19		0.17		0.15			
水島港区	水島港口部	0.023	0.032	0.030	0.023	0.025	0.030	0.025	0.025	0.029	0.029	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.032	0.026	0.029	0.030	0.023	0.023	0.021	0.021	0.026	0.026	○	0.03以下
	上水島北	0.025		0.031		0.023		0.022		0.027			
	濃地諸島東	0.021		0.029		0.023		0.021		0.025			
児島湾	九幡沖	0.070	0.062	0.063	0.053	0.064	0.053	0.061	0.053	0.054	0.051	○	0.09以下
	向小串沖	0.054		0.042		0.041		0.044		0.048			
児島湾沖	児島湾口沖	0.037	0.033	0.034	0.030	0.030	0.028	0.033	0.031	0.038	0.034	×	0.03以下
	出崎東沖	0.029		0.028		0.030		0.031		0.032			
	銚島沖合	0.032		0.027		0.025		0.028		0.031			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.024	0.025	0.026	0.025	0.022	0.024	0.021	0.022	0.025	0.027	○	0.03以下
	大槌島北	0.025		0.024		0.026		0.023		0.029			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.022	0.024	0.026	0.025	0.021	0.025	0.020	0.025	0.023	0.027	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.025		0.025		0.026		0.026		0.031			
	青佐鼻沖	0.027		0.027		0.030		0.029		0.030			
	北木島布越崎北	0.020		0.021		0.022		0.023		0.023			
牛窓地先海域	錦海湾	0.029	0.026	0.030	0.028	0.029	0.026	0.030	0.026	0.028	0.026	○	0.03以下
	前島南西	0.025		0.029		0.025		0.026		0.027			
	前島東南	0.023		0.024		0.024		0.023		0.023			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.026	0.025	0.027	0.025	0.025	0.024	0.024	0.025	0.026	0.026	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.024		0.025		0.025		0.026		0.026			
	鹿久居島東沖	0.024		0.023		0.022		0.026		0.027			

(備考)

- 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

その他の生活環境項目の測定結果(環境基準適合率)

(単位:%)

	年度	河 川							小 計
		高梁川	旭 川	吉井川	笹ヶ瀬川	倉敷川	高屋川	伊里川	
p H	22	88.4	97.2	92.1	94.0	92.2	100.0	88.9	92.4
	23	92.5	97.1	98.5	100.0	92.2	100.0	100.0	96.0
	24	87.9	95.5	97.4	100.0	91.1	94.4	83.3	93.3
	25	84.5	95.2	97.1	98.6	82.2	94.4	83.3	91.4
	26	87.5	97.5	99.3	100.0	87.8	94.4	94.4	94.0
D O	22	98.9	97.2	95.9	91.7	98.9	83.3	100.0	97.0
	23	98.6	98.6	97.3	95.8	94.4	72.2	100.0	97.4
	24	99.2	98.1	98.4	94.4	98.9	66.7	100.0	97.9
	25	98.8	98.0	95.4	94.4	88.9	66.7	100.0	96.1
	26	98.8	97.9	99.3	98.6	100.0	77.8	100.0	98.5
S S	22	100.0	100.0	99.0	99.0	99.0	100.0	100.0	99.6
	23	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
	24	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	26	100.0	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	100.0	99.9
大腸菌 群数	22	47.1	57.5	65.4	55.6	-	0.0	55.6	55.5
	23	64.6	55.5	74.9	55.6	-	11.1	83.3	64.5
	24	64.3	54.5	65.2	56.9	-	16.7	55.6	60.6
	25	60.1	54.4	69.6	48.6	-	11.1	66.7	60.5
	26	63.4	50.8	59.6	54.2	-	5.6	66.7	57.4

(単位:%)

	年度	湖沼	海 域					小 計	合 計
		児島湖	水 島	児島湾	備讃瀬戸	牛窓地先	播磨灘 北西部		
p H	22	73.6	93.4	84.9	99.0	98.0	96.9	92.7	91.9
	23	77.8	95.1	75.5	98.0	100.0	96.9	90.1	93.0
	24	80.6	97.1	89.9	97.5	100.0	97.3	95.2	93.7
	25	59.7	96.7	80.9	98.0	100.0	95.5	92.2	90.3
	26	65.3	95.6	79.1	98.4	100.0	97.3	91.3	91.8
D O	22	100.0	95.9	89.2	67.6	81.7	75.5	84.3	91.9
	23	97.2	90.6	91.0	76.1	90.0	90.8	87.6	93.3
	24	100.0	91.0	93.9	74.0	61.7	68.2	83.3	91.7
	25	100.0	96.7	88.1	70.0	80.0	83.6	85.3	89.9
	26	100.0	96.1	95.0	63.6	63.3	78.2	83.9	92.3
S S	22	52.8	-	-	-	-	-	-	96.9
	23	55.6	-	-	-	-	-	-	97.4
	24	33.3	-	-	-	-	-	-	96.0
	25	54.2	-	-	-	-	-	-	94.7
	26	38.9	-	-	-	-	-	-	96.0
大腸菌 群数	22	-	98.0	100.0	99.0	100.0	100.0	99.3	68.9
	23	-	100.0	95.7	100.0	100.0	100.0	99.1	75.1
	24	-	100.0	98.9	100.0	100.0	100.0	99.8	73.5
	25	-	100.0	97.8	98.9	100.0	100.0	99.2	79.2
	26	-	100.0	97.8	100.0	97.9	99.0	99.1	70.7
油 分	22	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	23	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	24	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	25	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	26	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合する検体数/総検体数」を表わす。(検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。)

要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	35 (河川15, 海域20)	0	0.06 mg/L
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L
1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L
p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L
イソキサチオン	〃	0	0.008 mg/L
ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L
フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L
イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L
オキシ銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L
クロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L
プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L
o-エチル=0-4-ニトロフェニル= フェニルホスホチオアート(EPN)	47 (河川19, 湖沼2, 海域26)	0	0.006 mg/L
ジクロルボス(DDVP)	35 (河川15, 海域20)	0	0.008 mg/L
フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L
イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L
クロルニトロフェン(CNP)	〃	(不検出)	指針値なし
トルエン	〃	0	0.6 mg/L
キシレン	〃	0	0.4 mg/L
フタル酸ジエチルヘキシル	26 (河川13, 海域13)	0	0.06 mg/L
ニッケル	〃	1 ^{※1}	指針値なし
モリブデン	〃	0	0.07 mg/L
アンチモン	〃	0	0.02 mg/L
塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L
エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L
全マンガン	〃	0	0.2 mg/L
ウラン	〃	10 ^{※2}	0.002 mg/L
(水生生物の保全に関する項目)			
クロロホルム(再掲)	35 (河川15, 海域20)	0	0.006~3 mg/L
フェノール	26 (河川13, 海域13)	0	0.01~2 mg/L
ホルムアルデヒド	〃	0	0.03~1 mg/L
4-t-オクチルフェノール	19 (河川13, 海域6)	0	0.0004~0.003 mg/L
アニリン	〃	0	0.02~0.1 mg/L
2, 4-ジクロロフェノール	〃	0	0.003~0.03 mg/L

※1 検出濃度の最大値は0.007mg/L

※2 検出濃度の最大値は0.0028mg/L(検出地点は全て海域)

○環境基準の評価方法等

1 健康項目の達成状況の評価

基準値は主として長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、環境基準の達成状況の評価については、一部の項目を除き、同一地点における年間の総検体の測定値の平均値（年間平均値）が基準値以下であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。（全シアンについては最高値が基準値以下であること、総水銀については環境基準超過検体数が総検体数の37%未満であること、アルキル水銀及びPCBについてはすべての測定値が不検出であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。）

2 環境基準の達成水域

(1) BOD及びCOD

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質（BOD又はCOD）の75%値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（注）75%値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目（整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目）にくるデータをいう。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖沼の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(3) 海域の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。